

13 利用者処遇

■全 般

基本方針

(1) 障害児の支援について、個人の尊厳の保持を旨とし、児童・保護者の意向、希望等を尊重するよう配慮をする。

施設の管理の都合により児童の生活を不当に制限しない。

(2) 障害児の支援等について、障害児の保護者等及び関係機関との連絡調整を図る。

■利用申込、契約関係

(1) 重要事項の説明

利用申込にあたり、申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書等を交付して重要事項の説明を行う。

(2) 契約成立時の書面の交付

契約が成立したときは、重要事項を記載した書面を交付する。

■個別支援計画

1 個別支援計画の策定

(1) 個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についてのアセスメント及び児童等の希望に基づき策定する。

(2) 個別支援計画は、利用開始後も適切な時期にサービス担当者検討結果を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しを行う。

(3) 個別支援計画は、児童発達支援管理責任者等により、相談支援専門員のアドバイスを得て策定され、かつその実践に努める。

2 記録の状況

支援に関する記録は適切に整備する。

■支援の実施

1 相談・援助

児童の心身の状況や環境等の把握、児童または家族の相談に適切に応じ、必要な助言・援助を行う。

2 生活指導・訓練等

(1) 自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、児童の心身の状況に応じて、適切に必要な指導・訓練を行う。

(2) その他日常生活において児童に対する処遇を適切に行う。

利用者本人だけでなく、保護者や学校の先生へのサポート連携を徹底。

例：宿題の量や内容について、一人ひとり個別に学校の先生と連携をとり、ただこなすではなくやる！出来る！という方向へ転換していく。

利用児童の特性を見極めた上で、他事業所の紹介や見学・併用を促す。

■社会生活上の便宜の供与等

- (1) 適宜、障害児のための行事を行うよう努める。
- (2) 保護者との連携を図るとともに、障害児と保護者との交流等の機会を確保するよう努める。

■健康管理

健康診断記録を適切に保管する。

■感染症等の予防及びまん延の防止

事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施する。
- (4) 施設に入る時、送迎時に検温をおこなう。

■虐待防止の取組

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告する。

- (1) 虐待防止に関する責任者の設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

■身体拘束等の禁止

事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- (1) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。